

庄原赤十字訪問看護ステーション

令和 7 年 4 月 1 日

<理念>

赤十字の基本理念である人道に基づき、個人の尊厳と権利を尊重し、専門知識と技術を兼ね備えた看護師が、健康管理や医療処置・緩和ケアなどの在宅看護を必要とされている患者様に、「安全で心のこもった温かい看護の提供」と「24 時間対応体制での相談・支援」を行います。

<看護活動の基本方針>

1. 利用者の人権を尊重し、説明と同意に基づいて利用者のニーズに対応した看護を行います。
 利用者個人を尊重し、身体的・精神的・社会的側面から満足していただける看護を実践します。
 実践にあたっては、説明と同意に基づいた看護を実践します。
2. 安全な医療・看護の実践に努めます。
 マニュアルを遵守し、社会変化に対応した判断・実践を行います。
3. 専門性のある質の高い看護を実践します。
 専門職業人として自己の能力開発に責任を持ち、確かな技術と応用力を持って専門性の高い看護を実践します。
 他部門との協働をはかり継続した看護を実践します。

<運営規程>

【目的】

ステーションの看護師その他の従事者（以下「看護師等」という）が、主治医またはかかりつけ医が指定訪問看護を必要と認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

【運営方針】

- 1 ステーションの看護師等は、利用者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持・回復を目指した支援と、生活機能の維持または向上を目指し支援します。
- 2 事業の運営に当たっては、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、サービス支援計画内容に沿った統合的な訪問看護サービスの提供に努めます。

【従業者の職種、員数および職務内容】

ステーションに勤務する職種、員数および職務内容は次のとおりとする。ただし、介護保険法等関連法規に定める基準の範囲において適宜職員を増減できるものとする。

- 管理者 看護師 1 名
- 職 員 看護師 4 名（常勤換算 2. 5 人以上 内 1 名は常勤とする）
 事務員 1 名
- 看護師は、訪問看護計画および訪問看護報告書を作成し、訪問看護を提供する。

（営業日および営業時間）

事業所の営業日および営業時間は次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日とする。
 *ただし、国民の祝日、創立記念日（5/1）、年末年始（1 2/2 9～1/3）を除く。
 *GW やシルバーウィークなど暦上の長期連休は、別に稼働日を設ける
- 2 営業時間 午前 8 時 2 0 分から午後 5 時までとする。
- 3 緊急を要するときの対応として、営業日・休業日に関わらず 24 時間連絡が取れ、緊急訪問ができるよう体制整備する

（事業の実施地域）

通常のサービス提供地域は、庄原市内（西城町・東城町・口和町・総領町を除く）とする。また、サテライトひわ（出張所）のサービス提供地域は、比和町・高野町とする。ただし管理者が認めた場合は、その他の地域においても訪問看護を実施することができる。

（訪問看護の提供方法）

訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- 1 訪問看護の開始に当たっては、主治医・かかりつけ医の訪問看護指示書の交付を受ける。
- 2 利用者の希望、主治医・かかりつけ医の訪問看護指示書および訪問看護師等のアセスメントに基づき、訪問看護計画書を作成して訪問看護を提供する。（介護保険利用者は、居宅介護支援事業者の作成した居宅介護サービス計画に基づき上記 2 を行う）

(訪問看護の内容)

訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 1 病状・障害の観察
- 2 清拭、洗髪等による清潔の保持
- 3 食事および排泄等日常生活の支援
- 4 褥瘡の予防、処置
- 5 リハビリテーション
- 6 ターミナルケア、在宅緩和ケア
- 7 認知症ケア
- 8 療養生活や介護方法の指導・相談
- 9 服薬指導・管理
- 10 カテーテル等の管理、各種医療機器の管理（呼吸器、酸素、輸液ポンプ等）
- 11 介護者の支援
- 12 その他医師の指示による医療処置

(緊急時における対応方法)

- 1 看護師等は、訪問看護実施中に利用者の病状が急変、その他緊急事態が生じた時には、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等必要な処置を講じるものとする。
- 2 看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者および主治医に報告をする。

(利用料その他の費用の額)

- 1 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
- 2 ・医療保険で提供する訪問看護の交通費は、本事業所から走行距離が往復 1km を超えた場合 1km またはその端数を増すごとに 37 円の交通費を加算徴収する。ただし往復 25km を上限（925 円）とする
・介護保険で提供する訪問看護の交通費は請求しません。ただし通常のサービス提供地域以外については、中山間地域等への訪問看護提供加算（5％）の対象となります。
- 3 療養上必要な物品等は実費となり、死後の処置（エンゼルケア）は、15,000 円を徴収する。
- 4 利用料やその他の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明を行い、同意を得て文書に署名または記名捺印を受けることとする。また、内容を明確に区分した請求書・領収書を交付する。

(相談・苦情)

- 1 ステーションは、利用者からの相談・苦情に対する窓口を設置し、訪問看護等に関する利用者の要望・苦情に対し迅速に対応する。
- 2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録しその完結の日から 2 年間保存する。

(事後処理)

- 1 ステーションは、訪問看護提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 ステーションは、前項の事故の状況および事故に際して講じた処置について記録し、その完結の日から 2 年間保存する。
- 3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(秘密の保持)

- 1 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

【従業者一覧】

管理者（看護師長）	安部	弘美
看護師（看護係長）	田坂	晃子
看護師	落合	美紀枝
看護師	名越	真由子
看護師	矢吹	有紀